

3 上記申請の受付は外務省北東アジア課で行
なり。

4 厚生省健康局長は外務省から転送された申請
書類を審査し、遺骨引渡しの可否を決定する。
右決定を行なう上で必要あると認めるときは
外務省と協議を行なり。

5 引渡しが自まつた遺骨は外務省が厚生省か
ら受けとりこれを在米韓国大使館に引渡し、
同大使館より申請人本人への引渡しのため本
国に発送される。

6 遺骨保管に関する日本国政府の責任は外務
省が当該遺骨を韓国大使館に引渡した時に終
了する。

別紙

兩國の關係は、現在日本國政府により保管されている第二次大戦中戦没した韓國人遺骨の引き渡しを早急になされることを希望し、これがためまず確證のできる遺族及び縁故者に当該遺骨を渡すことに合意した。なか、兩國の政府は韓国にある日本人遺骨の保全及び日本側關係者による引き取りに関し、さらに兩國間で話し合いを行なうことに合意した。

〔注 1〕

遺族とは故人の配偶者及び二親等以内の
父系血族をいふ。

即ち、故人の配偶者、両親、祖父、子、
孫及び兄弟姉妹

〔注 2〕

縁族者とは、上記配偶者及び二親等以内
の父系血族を除く、母民法第 777 条に
規定されている親族をいふ。

[参考]

韓国民法第777条に定める親族

- 1 8親等以内の父系血族
- 2 4親等以内の母系血族
- 3 夫の8親等以内の父系血族
- 4 夫の4親等以内の母系血族
- 5 妻の父母
- 6 配偶者